

情報提供消防本部一覧

別添1

北海道	函館市消防本部	小樽市消防本部	江別市消防本部	根室市消防本部
	歌志内市消防本部	恵庭市消防本部	胆振東部消防組合消防本部	北見地区消防組合消防本部
青森県	十和田地域広域事務組合消防本部			
宮城県	塩釜地区消防事務組合消防本部	仙南地域広域行政事務組合消防本部		
秋田県	北秋田市消防本部	にかほ市消防本部		
山形県	酒田地区広域行政組合消防本部			
福島県	郡山地方広域消防組合消防本部	南会津地方広域市町村圏組合消防本部		
茨城県	土浦市消防本部			
栃木県	日光市消防本部	小山市消防本部		
群馬県	高崎市等広域消防局	多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部		
埼玉県	蓮田市消防本部	埼玉県南西部消防局	比企広域消防本部	
千葉県	千葉市消防局	野田市消防本部		
東京都	稲城市消防本部	八丈町消防本部		
神奈川県	大和市消防本部			
新潟県	小千谷市消防本部	見附市消防本部	糸魚川市消防本部	魚沼市消防本部
	上越地域消防局			
富山県	射水市消防本部			
石川県	かほく市消防本部	内灘町消防本部		
福井県	勝山市消防本部	永平寺町消防本部	鯖江・丹生消防組合消防本部	
長野県	長野市消防局	諏訪広域消防本部	岳南広域消防本部	北アルプス広域消防本部
岐阜県	高山市消防本部			
静岡県	富士宮市消防本部	駿東伊豆消防本部		
愛知県	知多中部広域事務組合消防本部	尾三消防本部		
滋賀県	高島市消防本部	湖南広域消防局		
京都府	福知山市消防本部	久御山町消防本部	相楽中部消防組合消防本部	
大阪府	堺市消防局			
兵庫県	尼崎市消防局	三田市消防本部	猪名川町消防本部	
奈良県	奈良広域消防組合消防本部			
和歌山県	橋本市消防本部	新宮市消防本部		
島根県	松江市消防本部	浜田市消防本部	安来市消防本部	江津邑智消防組合消防本部
	隠岐広域連合消防本部			
広島県	呉市消防局			
山口県	美祢市消防本部	宇部・山陽小野田消防局		
愛媛県	松山市消防局	伊予消防等事務組合消防本部		
高知県	南国市消防本部	土佐市消防本部		
福岡県	福岡市消防局	みやま市消防本部	田川地区消防本部	粕屋南部消防組合消防本部
	粕屋北部消防本部	遠賀郡消防本部		
佐賀県	鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部	佐賀広域消防局		
熊本県	上珠磨消防組合消防本部			
大分県	別府市消防本部	由布市消防本部		
鹿児島県	垂水市消防本部	薩摩川内市消防局	熊毛地区消防組合消防本部	
沖縄県	久米島町消防本部			

合計88本部

北海道

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	(1) 行事内容 危険物安全週間に伴う消防訓練 (2) 実施日時 令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) 1 1 時 0 0 分 (3) 実施場所 函館市浅野町 1 番 1 号 北海道エネルギー株式会社道南支店函館油槽所 (4) 訓練内容 屋外タンク貯蔵所 (準特定屋外タンク) 火災における, 泡消火および延焼阻止隊形の確立を目的とする。 (5) 訓練想定 函館市浅野町 1 番 1 号, 北海道エネルギー株式会社道南支店函館油槽所構内の屋外タンク貯蔵所送油配管から出火した火災は, 自衛消防隊による初期消火の効果なく, 隣接するタンクへ延焼のおそれがある。 (6) 参加人員および車両 北海道エネルギー株式会社道南支店函館油槽所 職員 1 3 名 函館市消防本部 職員 2 0 名 消防車両 6 台



1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物の貯蔵及び取扱いに係る火災予防などの保安に対する意識の高揚及び啓発の推進を図るため、本年6月8日に危険物輸送車両（タンクローリー車）5台及び消防車両2台（うち消防団車両1台）による車両パレードを実施しました。

江別市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ <u>講習会</u> ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物安全週間研修会の開催 日時 令和8年6月11日(木) 13時30分から15時00分まで 場所 江別市消防本部庁舎 3階多目的ホール 参加人数 36人 1 内容 自社製造ホームタンクについて 講師 匠プレス工業株式会社 代表取締役社長 加藤 光猛 様 2 内容 危険物施設内のヒヤリハット及び事故防止対策について ※グループディスカッション 詳細 江別市危険物安全協会及び江別市防火管理者連絡協議会の会員を対象とした研修会を開催しました。 1の講習では、ホームタンクの製造、構造、点検、自社の安全管理体制などを講義していただきました。 2の講習では、各事業所での危険物に関する疑問や悩み、保安上の取り組みや事故事例の紹介などを消防職員も交えたグループディスカッション形式で行いました。 どちらの講習も危険物の保安体制に参考となる研修となりました。



根室市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 根室市消防本部・根室市危険物安全協会との合同訓練 (1) 実施日：令和8年6月10日(水) (2) 実施場所：株式会社ヒシサン 花咲油槽所 (3) 参加人員：消防署5名 消防車両2台 根室市危険物安全協会 20事業所 27名 ※自衛消防隊による模擬放水訓練 ※化学車による模擬放水訓練 2 消防訓練(給油取扱所) (1) 実施日：令和8年6月8日(月) 2事業所 12名参加



歌志内市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	(1) 危険物安全週間期間中に歌志内市防火安全協会で作成した「危険物安全週間実施中」と記載されているタペストリー及びポケットティッシュを市内の給油取扱所2ヶ所、地下タンク貯蔵所2ヶ所、消防本部正面玄関入口に設置。 (2) 危険物安全週間期間中、消防庁舎の電光掲示板に『6月7日～13日 危険物安全週間実施中 「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」』を掲示。

恵庭市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	令和８年度危険物安全週間の取組みとして危険物施設である事業所で消防訓練を行いました。 事業所への取り組み 令和８年６月９日、ニチレキ株式会社北海道支店敷地内において予防課が事務局を務める恵庭市危険物安全協会が主催のもと、消防訓練を実施しました。 当日はあいにくの雨が降る中、恵庭市危険物安全協会会員事業所の９事業所から３４名が参加しニチレキ株式会社北海道支店の従業員による粉末消火器による初期消火、模擬通報、消防隊員への避難状況等の伝達、消防隊員による放水を見学した後に、水消火器による消火訓練を体験しました。その後、消防車両（救助工作車）の展示では、救助隊員へ装備について熱心に質問しており関心の高さが伺えました。



粉末消火器による初期消火



消防隊への情報提供



消防隊がホースを延長し消火



水消火器を使用した消火訓練



水消火器を使用した消火訓練

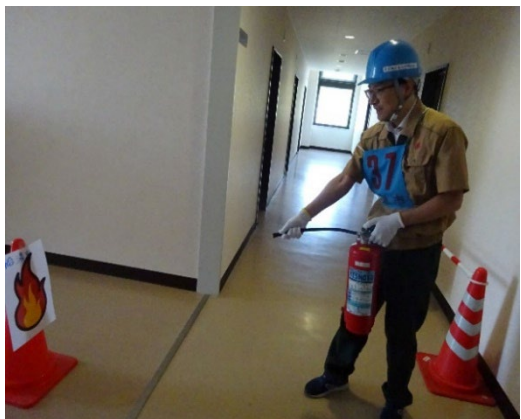
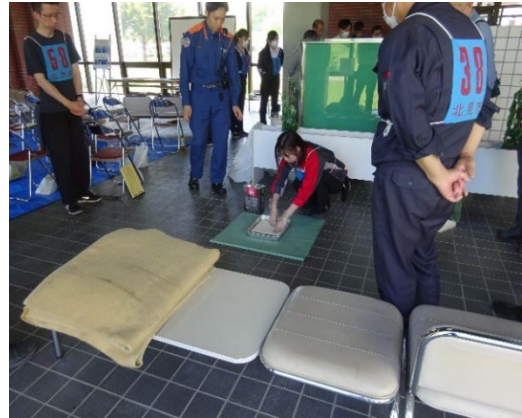


救助工作車の車両展示

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【広報啓発】 令和8年度危険物安全週間の実施に伴い、胆振東部消防組合危険物安全協会で作成した「のぼり旗」を組合管内3町（安平町、厚真町、むかわ町）の会員事業所に随時配布し、あわせて消防庁舎前に掲出し広報啓発を実施。 安平町：21事業所 厚真町：18事業所 むかわ町：18事業所 【立入検査】 組合管内の危険物施設の内、主に給油取扱所や移動タンク貯蔵所を重点的に立入検査を実施し、危険物保安監督者や取扱者に事故防止や貯蔵・取扱における安全を呼びかけた。 

北見地区消防組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	災害初期対応訓練 (目的) 危険物の保安に務める危険物取扱者及び防火管理維持業務を行う防火管理者の保安・防火意識の高揚と啓発を目的とし、各事業所における自主保安・防火管理業務体制の確立を図るもの。 (日時) 令和8年6月11日(木) (場所) 北海学園北見校地敷地内 (実施内容) 1. 実験展示 ア 過加熱天ぷら鍋の消火実験 イ 可燃性蒸気の性状 ウ 流出油処理の方法 エ 水平避難について 2. 消火訓練 水消火器を使用し、消火器の取り扱い訓練を実施 3. 災害初期対応訓練 大学に併設された寮の給湯室から出火した事案を想定し、二人一組で119番通報・初期消火・避難誘導等、災害発生時における初動対応訓練を実施したもの。



青森県

十和田地域広域事務組合消防本部

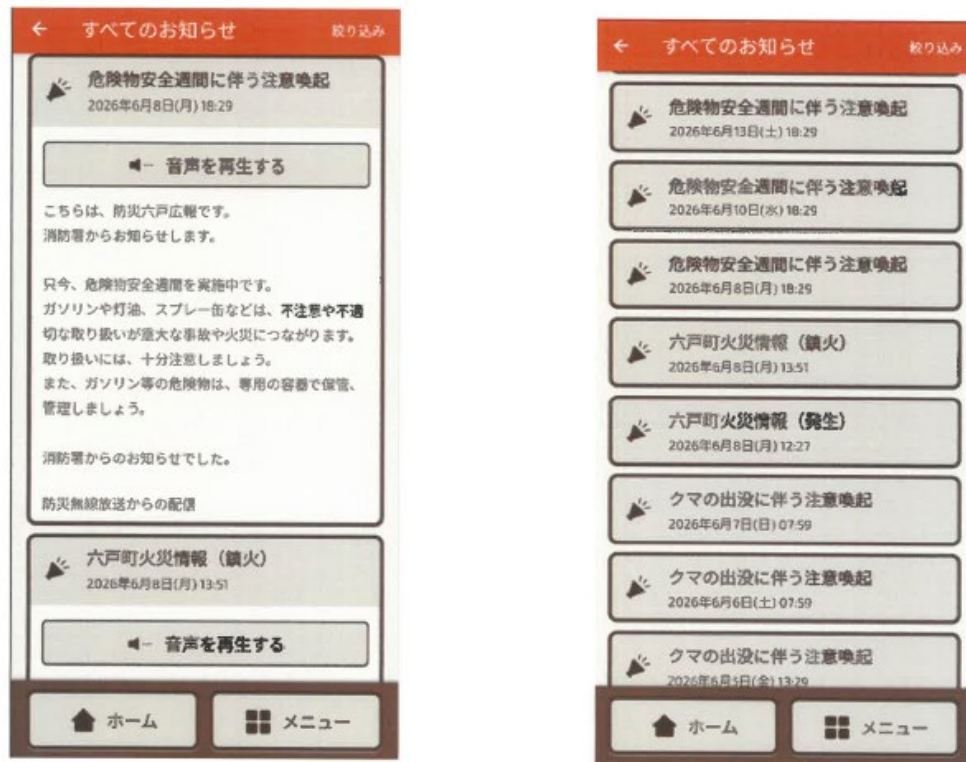
1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 消防本部ホームページへの広報記事掲載 ・ 構成市町村広報紙への広報記事掲載依頼 ・ 消防庁舎への広報用ポスターの掲示 ・ 十和田市公式Xアカウントへの掲載依頼 ・ のぼり旗の掲示 ・ 防災無線、情報配信アプリ「ろくのへ防災・行政ナビ」及び戸別受信機による広報実施 ・ 危険物施設の査察 ・ 危険物施設関係者を対象とした研修会 ・ 管内の少量危険物貯蔵取扱所（移動タンク）の査察 ・ 危険物施設火災対応訓練 日 時 令和8年6月12日（金）10時00分～10時40分 場 所 十和田市大字相坂字小林149番地5 （株式会社エコー 藤坂給油所） 参加機関 1 株式会社エコー 藤坂給油所 2 上十三消防指令センター 3 十和田地域広域事務組合 十和田消防署 想定内容 令和8年6月12日10時00分頃、株式会社エコー藤坂給油所に、給油のため入ってきた一般車両が、運転操作を誤り、計量機に衝突した。衝突した影響で、運転手が負傷及び計量機が破損し、配管及びホース接続部からガソリンが漏洩した。車両のエンジン部を着火源として引火し、更に被害拡大危険の恐れがある状況。 実施内容 施設従業員による初期消火、避難誘導及び通報訓練。 消防隊による泡消火薬剤を使用した消火訓練。



公式 X 投稿内容



情報配信アプリ「ろくのへ防災・行政ナビ」投稿内容



十和田消防署ホームページ掲載内容



2026年中累計	6件	718件	9件
2025年中累計	33件	3,006件	62件
2024年中累計	34件	3,089件	48件



- 2026/05/12 「危険物安全週間」のお知らせ (6/7～6/13)
- 2026/04/28 ツキノワグマ出没警報発令中！ (4月28日～)
- 2026/04/14 「婦人防火クラブ」の活動について！
- 2026/03/17 令和7年度更新車両の紹介！「工作車・救急車」
- 2026/03/04 今、観よう！大規模地震時における電気火災対策！
- 2026/03/02 令和8年「春の火災予防運動」の実施について！
- 2026/01/13 林野火災注意報・林野火災警報について
- 2025/09/11 令和6年版「消防年報」を掲載しました！

十和田地区防火標語 バッテリー 熱くなったら ひと休み
 全国統一防火標語 急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

危険物安全週間のお知らせ

6月7日（日）から6月13日（土）までは『危険物安全週間』です

「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」

令和8年度 危険物安全週間推進標語（最優秀作品）

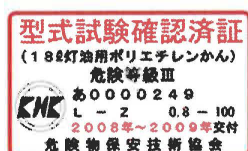
ガソリンや灯油等の危険物は取り扱う量が少量であれば一般の方でも扱える身近なものです。また、その他にも虫よけスプレーや消毒用アルコール等も危険物に該当します。危険物に該当するものには容器に「類別」や「品名」等が記載されています。

危険物は貯蔵方法や取り扱う際の一瞬の油断が事故や災害につながります。収納容器等に記載されている説明をよく読み、危険性や注意事項を確認しましょう。



○ガソリンの取扱いを確認しましょう

- ・消防法令等に基づく試験に合格した容器を使用しましょう。（写真㊸㊹：試験確認済みであることを示す印）
- ・灯油用ポリエチレン容器にガソリンを入れてはいけません。運搬中の振動等により静電気が蓄積するなど非常に危険ですので、金属製の携行缶を使用しましょう。
- ・ガソリンの噴出は非常に危険です。携行缶のキャップを開ける前に、給油する機器の電源を止め、周囲に火気がないことや換気が良好であることを確認してから、圧力調整ネジをゆっくり開放し、エア抜きを行いましょう。（写真㊺：①圧力調整ネジ）



問十和田地域広域事務組合消防本部
予防課 TEL 25-4113

宮城県

仙南地域広域行政事務組合消防本部
塩釜地区消防事務組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【2 消防本部共同開催による第2回違反事例研究会】 仙南地域広域行政事務組合消防本部と塩釜地区消防事務組合消防本部では、危険物安全週間における取組の一環として、令和8年6月10日(水)、昨年度に引き続き2回目となる違反事例研究会をオンラインで共同開催しました。 この研究会では、各消防本部が対応した危険物施設等における違反事例や指導事例をオンラインで発表し、違反是正に向けた対応方法や法令解釈上の課題について意見交換を行いました。 また、各消防本部における取組状況や運用上の工夫についても共有し、実務に活かせる知識や経験を相互に学ぶ機会となりました。 今後も情報共有と相互研鑽を重ね、危険物保安規制のさらなる充実に努めてまいります。



オンラインでの意見交換



受講の様子 仙南消防



2 消防本部での集合写真



受講の様子 塩釜消防

令和8年度 危険物安全週間

違反事例研究会

仙南地域広域行政事務組合
塩釜地区消防事務組合

仙南地域広域行政事務組合と塩釜地区消防事務組合では、昨年度に引き続き令和8年6月10日（水）違反事例研究会をオンラインにて共同開催しました。この研究会では、両消防本部管内における違反事例等の発表と意見交換を行い、相互に危険物規制についての理解を深めました。オンラインにより互いの取組や考え方に触れることで、多くの学びを得るとともに、相互に良い刺激を受ける有意義な機会となりました。今後もこの繋がりを大切にしながら、**危険物保安規制**のさらなる充実に努めてまいります。

仙南消防

塩釜消防

令和8年度危険物安全週間推進標語
つかみ取れ! めざす無事故の頂を

塩釜地区消防事務組合消防本部

SNS用広報チラシ

秋田県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【セルフ給油取扱所 訓練】 危険物安全週間中に実施された、予防規程に伴う危険物事業所の訓練の機会をとらえ、火災想定訓練及び油漏洩対応訓練を実施した。 訓練を行ったのは管内にあるセルフ式給油取扱所。予防規程の再確認を従業員とともにに行い、その後訓練へと移行した。 まず火災想定訓練は、給油中に車両の給油口から炎が噴出したと想定し、従業員に初動対応は何を誰がどのように行うかを確認。その後初期消火のための消火器の取扱い説明および消火訓練を行った。 次に給油中に油が漏洩した場合の対応訓練を実施した。施設の構造から油分離槽内まで油の流れていく経路を確認した。その後油処理資器材それぞれの性質から最適な使用方法を消防職員が従業員に対し説明した。 最後にガソリンの詰め替え販売の際に身分証明書の提示を求め、使用用途を確認し販売記録を作成することを再周知した。 訓練を終えて参加者からは「消防職員から消火や油漏洩の対応について専門的な指導をいただけてとても有意義であった。この経験を基に災害に適正な対応ができるよう訓練を続け職員の教育につなげたい。」と感想が述べられた。 

【油処理説明会】

株式会社ノバークに講師を依頼し、油流出時の油処理剤の説明会を実施した。

鷹巣阿仁地区危険物安全協会の20事業所から23名の会員が参加し、油の性質を理解し、流出時の初動対応やロケーションごとの対応の仕方について説明を受けた。

油類、流出量、流出場所により適正な処理剤を選定し、油の飛散を抑え、油を吸着することは、油と処理剤それぞれの特性を把握する知識が必要であり、それを基に現場で判断することが重要であることを学びました。

訓練の冒頭で、講師を務めていただいた株式会社ノバークの加藤さんから「水質事故が発生しないにこしたことはないが、いざ発生した場合には事業所の初動と関係機関への早期通報が必要である。油の性質を理解し適正な処理を行って被害を最小限に抑えることを目的としている。」と述べられた。



1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 危険物事業所向けに、危険物事故防止に関するリーフレットの配布。 ・ 危険物施設への立入検査の実施。 ・ 危険物事故防止に係るポスターの掲示

山形県

酒田地区広域行政組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	○プロジェクションマッピングによる広報活動 市街地の消防署の壁体にプロジェクションマッピングを実施しました。プロジェクターを使用し、消防署の壁体に事故防止の広報文等をスライドショー形式で投影を行いました。 道路側の壁体へ投影することにより、通行する多くの方々に見てもらうことを目的としました。 ○危険物施設消防訓練 危険物製造所から出火との想定で、事業所社員による自衛防災活動（防災本部及び現場本部の立上げなど）を行い、自衛防災隊と消防隊と連携した消火訓練を行いました。

○油防除研修会

危険物の漏えい事故時に資機材を使用しての迅速な災害対応を行えるように、酒田地区危険物安全協会の事業として油防除資機材の使用方法等の研修会を行いました。

今年度は34事業所82人が参加しました。



福島県

郡山地方広域消防組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	製造所等の危険物施設を有する事業所における消防訓練の実施 実施事業所数： 2 事業所 施設区分： 製造所、屋外タンク貯蔵所、屋内貯蔵所、一般取扱所 参加人員： 事業所74名、消防職員61名、関係機関 4 名 訓練内容 地震による危険物火災及び危険物漏洩からの火災発生を想定 ・ 事業所指揮本部設置・情報伝達訓練 ・ 自衛消防隊対応訓練 (初期 消火 、情報収集・関係機関への通報 、避難誘導・車両誘導、負傷者、救護訓練) ・ 自衛消防隊と連携した火災防ぎょ訓練 ・ 訓練終了後、自衛消防隊活動の検証を実施



南会津地方広域市町村圏組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 危険物施設を中心とした立入検査の実施 ・ 南会津危険物安全協会に加盟している施設に対し、「危険物に関する注意喚起リーフレット」の配布 ・ 危険物施設の関係者、及び従業員を対象にした教育講座の開催 (危険物に関する知識の再確認、事故事例を通じた危険物災害に対する危険性認識の向上)

茨城県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	広報啓発 (会議開催) 日 付：令和8年5月26日 場 所：土浦市消防本部 参加者：市内危険物取扱事業所 71事業所75名 目 的： 危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進することにより、各事業所における自主保安体制の確立を図るため 実施内容： 1 消防長あいさつ 2 危険物安全週間について 3 「事故事例から学ぶ危険物取扱者・作業従事者のための事故防止チェックリスト」小冊子解説 4 危険物届出制度の変更について 5 特別講演 『企業防災について』 土浦市役所 総務部防災危機管理課 田和主幹



訓練

日時：令和8年6月16日

場所：共英製鋼(株)関東事業所

参加者：危険物施設職員 30名

消防隊員 4名

予防課員 3名

実施内容：

- 1 通報訓練 (Live119)
- 2 避難誘導訓練
- 3 初期消火訓練
- 4 消防隊による火災防ぎょ訓練
- 5 予防課員による講評



立入検査

日時：令和8年6月18日

場所：高塚流通株式会社土浦倉庫

実施内容：

本部と所轄消防署にて合同立入検査を実施。危険物施設の配置や設備、構造等を共有する。

栃木県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【立入検査】 今年度、当本部初の試みとして各消防署・分署警防係職員にも危険物施設の位置、構造、設備等を把握し警防査察台帳に反映するために合同査察を実施しました。  【広報啓発】 安全週間の実施に伴い、栃木県日光市危険物保安協会にて作成した「のぼり旗」を本部及び各消防署・分署に配布し、玄関にて広報啓発を実施しました。  

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 小山地区防火安全協会「危険物施設消防訓練・見学会」の開催 (栄研化学株式会社野木事業所様) 2 小山市消防本部庁舎への広報幕掲示 3 コミュニティFM局（オーラジ）への職員出演及び インフォメーション放送 4 協力を得られた管内給油取扱所におけるレシートへの広報文印字

群馬県

高崎市等広域消防局

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【訓練】 高崎市等広域消防局高崎東消防署では、危険物災害発生時における関係機関の相互連携及び被害の最小化を目的に、日本オイルターミナル株式会社高崎営業所との合同防災訓練を実施しました。 同営業所は、鉄道で輸送された石油製品を大量に備蓄、出荷する地域の重要なエネルギーインフラ基地であり、多量の危険物を貯蔵、取り扱う施設です。 訓練では、地震により、屋外タンクから漏れ出した危険物に着火した火災を想定。自衛消防組織と公設消防隊が連携して消火にあたるとともに、負傷者の救急搬送訓練も実施しました。 また、本訓練には地域の防災力向上を目的に多くの地域住民の皆様も参加し、危険物安全週間の取り組みの一環として、日頃の生活に潜む火災リスクについて学んでいただきました。住民の皆様にとって身近な「リチウムイオン電池」に焦点を当てた啓発活動を行ったほか、地震体験、煙体験、初期消火訓練、AED講習も実施しました。 さらに、子供たちに消防行政や防災への関心を持ってもらうことを目的に、子供用防火衣の着装体験とガチャガチャイベントを開催。多くの子供たちが笑顔で参加し、防災を身近に感じる絶好の機会となりました。 今回の訓練を通じて、地域住民の皆様、事業所、そして消防が連携し、危険物事故と防災に対する意識を高めることができました。



多野藤岡広域市町村圏振興整備組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	令和８年度危険物安全週間の取り組みとして、危険物を保有する事業所にポスター配布し掲示を依頼。また、立入検査を実施しました。 立入検査では、普段の管理状況を確認するため、事前通告なしで実施しました。

埼玉県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【配布・通知】 ・ポスターを危険物事業所へ配布する。(危険物事業所 39 事業所) ・本週間の推進を図る為、危険物事業所関係者に通知する。 (危険物事業所 39 事業所) 【掲示】 ・懸垂幕掲示 「危険物安全週間」の懸垂幕を掲げる。 (本署・分署・駅前・市役所) ・消防車両に本週間のマグネットを標示。 【企画】 ・巡回広報 期間中、消防車にて市内巡回し危険物安全週間の広報を実施。 ・立入検査 セルフスタンドを対象に実施。 

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容 (2 報告対象取組) (1) 危険物保安に関する講演会又は研修会 (2) 危険物事故の予防広報又は啓発 (3) その他危険物保安につながる効果的な取組	・ 管内の危険物施設事業所を対象に、Zoomクラウド録画を活用したオンラインデマンド方式による危険物安全管理実務講習会を実施 - ア 庁舎内掲示板に危険物安全週間に係るポスターを掲示 - イ 駅や市役所等への懸垂幕の掲示 - ウ 新座市役所及び新座駅の広報用モニターにデジタルサイネージを掲示 - エ 事務組合構成市の広報誌に投稿、当消防局ホームページに掲載 - オ 管内公共施設や危険物施設事業所を中心に危険物安全週間に係るポスターを配布 - ア 管内の危険物施設への立入検査を実施 - イ 危険物保安功労者の表彰（朝霞市防火安全協会） - ウ 危険物災害対応訓練を実施



1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 危険物安全週間に伴う消防総合訓練 (オガワ製作所)
	
	
	



千葉県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ <u>立入検査</u> ・ <u>講習会</u> ・ <u>広報啓発</u> ・ <u>その他</u>)
2 行事内容	1 製造所等の危険物施設を有する事業所に対する立入検査の実施 ※少量危険物施設は除く 実施事業所数 計 143 事業所 実施施設数 計 278 施設 内容 地下タンク貯蔵所の流出事故防止対策及び前回検査時の指摘事項是正を重点事項とした立入検査を実施。 2 講演会、研修会等の開催 開催日： 令和8年6月10日(水) 対象者： 消防職員・事業者・一般市民 参加人員： 100人 内容：「2026危険物防災講習会」 (1) 表彰式 (2) 講演 演題 「心に響くコミュニケーション ペットトーク ～やる気を引き出す魔法の言葉～」 講師 日本ペットトーク普及協会 岩崎 由純 氏 3 広報・啓発活動(マスコミと共同で行ったものを含む。) (1) 「ちば市政だより」へ掲載し、市民へ周知 (2) 懸垂幕、ポスター掲示やSNS(X及びInstagram)による広報活動(消防局、市内全消防署及び消防出張所) (3) 市内危険物取扱事業所への案内文を送付し、周知 (危険物安全週間及び危険物防災講習会の実施について)

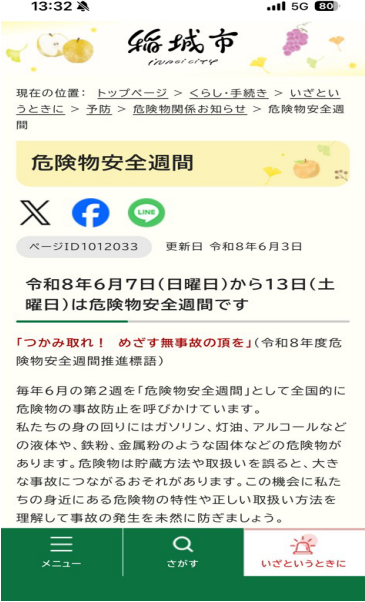
	4 危険物保安功労者及び優良危険物関係事業所の表彰 (1) 千葉市危険物安全協会会長表彰 ア 優良危険物取扱事業所表彰 4 事業所 イ 優良危険物取扱者表彰 1 名 (2) 千葉市千葉港沿岸地区防災協議会会長表彰 優良危険物取扱事業所表彰 1 事業所 優良危険物取扱者表彰 2 名
--	---

野田市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ <u>立入検査</u> ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	管轄消防隊、救助隊及び救急隊と合同で製造所等に対し立入検査を実施しました。 立入検査時の着眼点の確認や危険物災害発生時の命令発令要件等の確認を行いました。



東京都

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 市の広報誌及びウェブサイトにて危険物安全週間の内容を掲載した。  2 庁舎に危険物安全週間の看板及びのぼり旗を設置した。 

八丈町消防本部

1 行事項目	該当する項目。 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・事業所、商業施設へ危険物安全週間推進ポスターの配布を行った。 また、事業所へはポケットティッシュ及びリーフレットの配布を行った。 ・八丈町役場のホームページをとおして危険物安全週間の広報を行い、身近に危険物があることを周知した。また、リチウムイオン電池による火災についてもSNS（インスタグラム）をとおして周知を行った。

神奈川県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【立入検査】 セルフ式給油取扱所へ夜間無通告特別立入検査 日時：令和8年6月12日（金）20時頃から24時頃まで 対象：市内のセルフ式給油取扱所 10か所 検査項目 ①危険物免状の携帯状況確認 ②危険物免状の記載事項の確認（書換え、保安講習会受講等） ③給油監視体制の確認（制御卓、放送設備の確認） ④緊急連絡先の把握状況確認 ⑤消火設備の起動方法、起動範囲の把握の確認 ⑥その他、保安上必要な事項の確認（緊急停止方法の確認等） 【広報啓発】 1 防庁舎に懸垂幕等の掲出(1署1本部2分署2出張所) 消防本部・本署  北分署 

南分署



消防署西出張所



南分署柳橋出張所



【その他】

市内の危険物施設を有する全事業所に危険物施設自主点検の依頼

対象事業所：91事業所

対象危険物施設：161施設

危険物施設実施報告率：約70%

大和市消防本部予防課 宛					
危険物施設調査票					
所在地	危険物施設等区分				
事業所名			許可番号		
			点検実施日	年 月 日	
代表者名			点検者氏名		
電話番号			資格	甲種	乙種 類 ・ 丙種
No.	点 検 項 目	判定	備 考		
1	危険物許可施設の位置、構造及び設備が適正に維持管理されているか。 (消防法第12条)	良・否			
2	保有空地(危険物許可施設周囲)が適正に管理されているか。 (危政令第9条)	良・否			
3	危険物許可施設を定期的に点検し、その記録を適正に保存しているか。 (消防法第14条の3の2)	良・否			
4	消火設備は、適正に管理されているか。 (危政令第20条)	良・否			
5	許可・届出された数量を超える危険物、許可・届出された品名以外の 危険物を貯蔵又は取り扱っているか。 (危政令第24条)	良・否			
6	危険物許可施設内は、整理・清掃が行われ、不必要な物件は置かれて いないか。 (危政令第24条)	良・否			
7	危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合、危険物の変質、異物の混入等に より、危険物の危険性が増大しないように必要な措置を講じているか。 (危政令第24条)	良・否			
8	危険物の性質に応じ、遮光又は換気が行われているか。 (危政令第24条)	良・否			
9	危険物保安監督者の届け出は適正に行われているか。 (消防法第13条)	良・否			
10	危険物取扱者は、定期的に保安講習を受けているか。 (消防法第13条の23)	良・否			
11	危険物取扱者は、免状の書き換えを10年ごとに行っているか。 (危政令第34条、危省令第1条)	良・否			
12	設置者等の住所・氏名等の変更は、適正に届け出されているか。 (大和市条例第8条)	良・否			
※ 危険物危険物の規制に関する政令、危険物危険物の規制に関する規則、大和市条例、大和市危険物の規制に関する規則					
1 点検項目欄で該当しない場合は、判定欄に斜線を引いてください。					
2 判定項目欄には○印を記入し、否の場合については備考欄に是正方法を記入してください。					
3 この危険物施設調査票は、消防法第14条の3の2に係わる定期点検記録表ではありません。					

新潟県

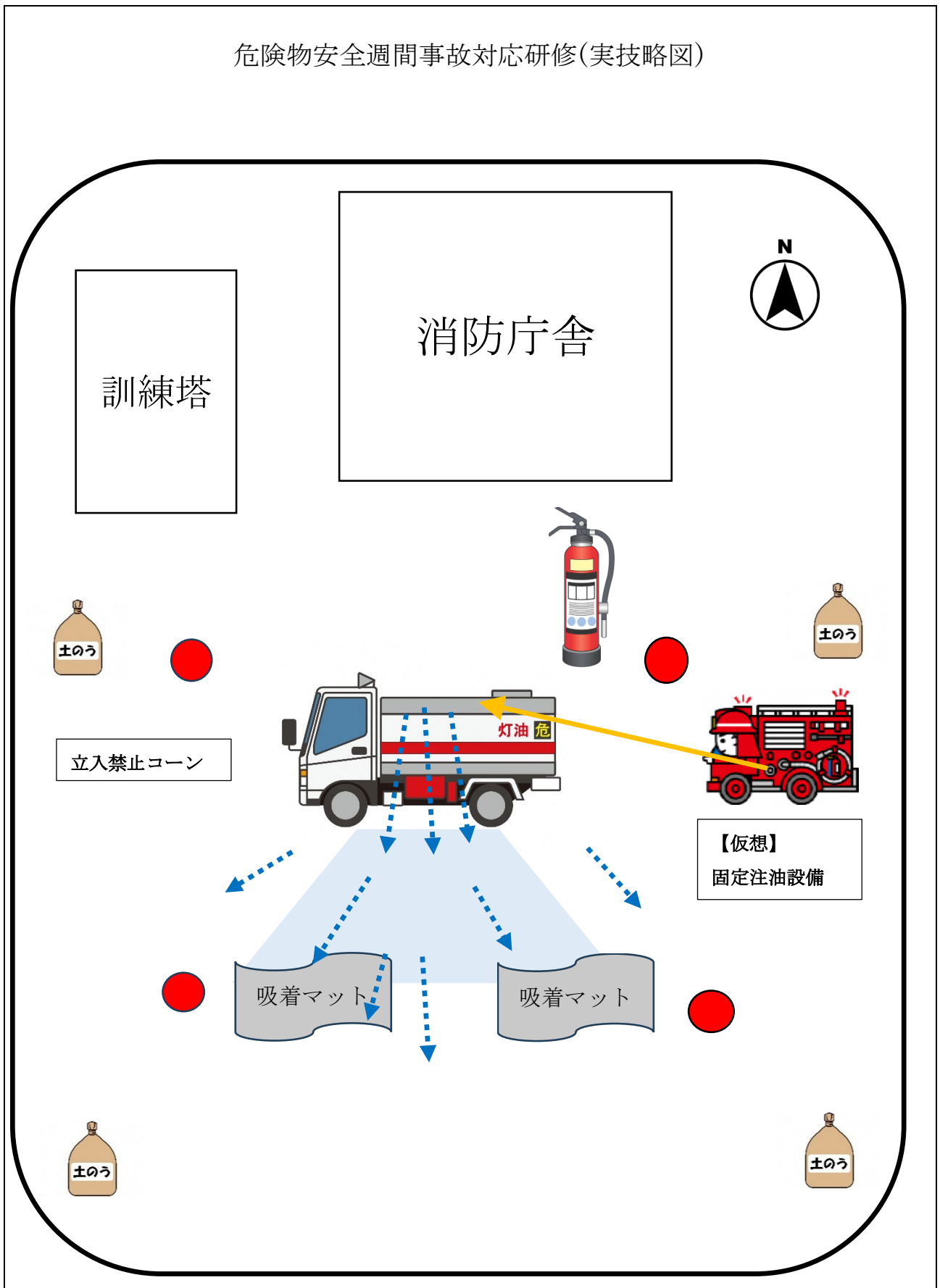
1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 危険物施設への立入時にポスターの配布。 ・ 危険物施設への立入検査実施 給油取扱所 5 施設 地下タンク貯蔵所 2 施設 一般取扱所 1 施設 屋内貯蔵所 1 施設 計 9 施設

見附市消防本部

1 行事項目	該当する項目。 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	当本部職員と見附市危険物安全協会役員による巡回防火広報を実施。市内給油取扱所16施設を対象とし、危険物の保安に対する意識の高揚、啓発を目的とした広報を実施した。 また、市内24時間営業給油取扱所及びセルフ給油取扱所の4事業所5施設に対し立入検査を実施した。

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ <u>立入検査</u> ・ <u>講習会</u> ・ <u>広報啓発</u> ・ その他)
2 講演会、研修会等の開催	開催日 ・ 令和 8 年 6 月 9 日(火) 午前10時から午前11時30分 対象者 ・ 危険物安全協会糸魚川地区支会員、消防本部職員 参加人員・危険物安全協会員 18名 消 防 本 部 職 員 17名 合計 35名 内容 ・ 移動タンク貯蔵所への注油中事故を想定した研修 
3 危険物事故の予防 広報又は啓発	回数 6 回 内容 ①ホームページ掲載 ②安心安全メールによる市民への啓発 ③市広報誌「おしらせばん」へ掲載 ④危険物安全協会会員へ支会だより、啓発文書を配布 ⑤啓発用横断幕の設置【市内主要道路】 ⑥デジタルサイネージ【消防本部来庁者対象】
4 製造所等の危険物 施設を有する事業所 に対する立入検査 ※少量危険物施設 は除く。	実施事業所数 ・ 11事業所 実施施設数 ・ 14施設

危険物安全週間事故対応研修(実技略図)



魚沼市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 消防庁舎にのぼり旗設置 ・ 「危険物安全週間」のリボン着用 ・ 各事業所へのリーフレット及びポスター配布 ・ 危険物施設へ立入検査の実施（22事業所、69施設） ・ Facebook、X、FM魚沼による広報

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	○外国人を対象とした運搬容器貼付シール及びポスターの作成 管内に外国人が急増する中、給油所において購入したガソリンを誤ってストーブ等に注入してしまうことが懸念されることから、運搬容器に貼付する誤給油防止を促すシールを作成し、給油所に訪れた外国人に対し、給油所の従業員から運搬容器への貼付をするよう依頼するとともに、ポスターを作成し、掲示を依頼しました。 

WATCH OUT FOR MISFUELING!

誤給油に気をつけよう



PUT THE CORRECT FUEL IN THE CORRECT CONTAINER.
正しい容器に正しい燃料を入れてください。

WRONG FUEL = FIRE RISK!
誤給油は火災の危険があります!

GASOLINE (PETROL)

ガソリン (ペトロール)



For cars / motorcycles
自動車・オートバイ用

HIGHLY FLAMMABLE
非常に引火しやすい

DIESEL

軽油



For trucks / diesel vehicles
トラック・ディーゼル車用

KEROSENE

灯油



For heaters / stoves
暖房機器・ストーブ用



PLEASE PUT A LABEL STICKER ON YOUR GASOLINE CONTAINER.
ガソリン容器にステッカーを貼りましょう!

危険物安全協会
頸南支部

**NO MIXING!
NO SUBSTITUTE!**
混ぜない! 代用しない!



**安全第一
SAFETY FIRST**
安全がすべてに優先します!



PREVENT MISFUELING

USING THE WRONG FUEL (**PETROL**) CAN CAUSE FIRE, EXPLOSION, AND SERIOUS ACCIDENTS.

ALWAYS CHECK BEFORE REFUELING!

1 CHECK



Check the fuel type.

2 SELECT



Select the correct fuel.

3 REFUEL



Refuel carefully.

4 STICK



After refueling, attach a sticker indicating the fuel type.

After refueling, our staff will attach a sticker to your container indicating the fuel type.

PETROL (GASOLINE)



USE FOR:
CARS, MOTORCYCLES, etc.

※ Use a metal portable fuel can.

DIESEL



USE FOR:
DIESEL VEHICLES,
CONSTRUCTION EQUIPMENT,
GENERATORS, etc.

KEROSENE



USE FOR:
HEATERS, KEROSENE STOVES,
etc.

※ Use a plastic container.

AFTER REFUELING,
OUR STAFF WILL ATTACH
A STICKER TO YOUR
CONTAINER INDICATING
THE FUEL TYPE.

給油後に係員が、油種が分かる
ステッカーを容器に貼ります。



KEINAN BRANCH, JAPAN ASSOCIATION FOR SAFETY OF
PETROLEUM AND FLAMMABLE MATERIALS

危険物安全協会
難南支部

安全
第一

富山県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	令和8年6月12日(金) 【訓練】 ・ 危険物製造所及び一般取扱所において消防訓練を実施 従業員による通報、初期消火、避難誘導訓練、消防隊による消火訓練  令和8年6月15日～6月19日 【立入検査、訓練】 ・ 移動タンク貯蔵所(105台)の立入検査を消防署において実施 運転手(危険物取扱者)に対し消火器取扱指導も同時に行う    

令和8年6月16日 【講習会】

・射水市内の危険物施設を保有する総合病院において自衛消防訓練を実施
医師、看護師、事務員等約100名を対象に防火講習会を開催する



石川県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 危険物施設火災防ぎょ訓練の実施 (1) 目的 危険物安全週間に伴い消防本部が行う火災防ぎょ訓練で、危険物を取扱う事業者の保安に対する意識の高揚及び自主保安体制の確立と火災・その他の災害に対する即応体制の強化、併せて危険物火災防ぎょ技術の向上を図ることを目的としています。 (2) 日時 令和8年6月12日(金) 午前9時30分から (3) 場所 石川県かほく市内日角地内 一般取扱所 (4) 内容 「移動タンクに注油中、灯油が噴きこぼれ出火、西の風にあおられ隣接する計量機に 延焼危険があるもの。」との想定で訓練を実施しました。 火災発生時の迅速な初期消火及び119番通報を事業所の従業員が行い、消防隊到着後は、迅速な消火活動の手順を再確認しました。



1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 立入検査 ・ 危険物施設立入検査 3 件 ・ 移動タンク貯蔵所立入検査 5 件 2 講習会 ・ 危険物取扱作業従事者講習会 (管内危険物施設 9 名参加) 3 広報活動 ・ 管内危険物施設にポスター配布 ・ 公式ホームページに掲載 ・ 消防庁舎に懸垂幕を設置、管内歩道橋に横断幕設置 ・ 消防車両にマグネットを貼付

福井県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	実施日：令和8年6月5日（金） 場 所：管内給油取扱所（セルフスタンド） 目 的：危険物施設から火災が発生した際の施設員による通報、避難誘導等の一連の活動を確認するとともに、火災発生時の消防署との連携強化を図る 想 定：施設利用者が車両へガソリンを給油中に、衣服に帯電した静電気が放電し、静電気火花がガソリンに着火し火災となったもの。その後、漏れたガソリンに引火し、延焼したもの  

実 施 日：令和8年6月8日（月）～6月13日（土）

場 所：勝山市消防署

目 的：危険物等に対する意識の高揚と啓発を図る

対象車両：危険物移動タンク貯蔵所 14台

危険物運搬車両 1台

LPG容器運搬車両 12台

ミニローリー 9台

合計 36台



1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1. 立入検査 実施事業所数 3 2 事業所 実施施設数 4 4 施設 内容 立入検査により事故防止を図るとともに、自主保安体制の推進並びに危険物取扱者免状の確認等により書き換え未実施者、保安講習未受講者への指導をする。 2. 講習会及び訓練 開催日：令和 8 年 6 月 8 日（月） 9:3 0 ～ 1 1 : 0 0 対象者：管内危険物施設事業所 1 7 事業所 計 1 9 名 内容 講義・・・「危険物取扱における事故防止対策」 訓練・・・ 初期消火訓練（水消火器使用） 屋内濃煙体験 

3. 広報啓発

「危険物安全週間」懸垂幕掲示（消防本部庁舎）



「危険物安全週間」のぼり旗掲示

永平寺町消防本部、松岡福祉総合センター、禅の里道の駅周辺



鯖江・丹生消防組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 危険物施設訓練 日時 令和8年5月25日(月)午前10時～11時30分 場所 福井県鯖江市上野田町13-10-1 株式会社セロレーベル鯖江工場 2 危険物施設立入検査 3 広報 (1) ホームページ・SNS等に掲載 (2) 庁舎内に危険物安全週間啓発ポスターを貼付

長野県

1 行事項目	該当する項目 （ 訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他 ）
2 行事内容	1 危険物安全週間に合わせて長野市消防局管内の危険物施設の立入検査を実施。立入検査対象の危険物施設として、流出防止措置が必要となる地下タンク貯蔵所、無許可変更施設、定期点検未実施及び保安監督者未選任施設等違反のある危険物施設を重点に検査を実施し、違反是正による危険物事故防止を推進しました。 立入検査 27事業所 30施設 地下タンク貯蔵所 18施設 給油取扱所 9施設 一般取扱所 3施設 2 危険物安全週間推進行事の一環として7月10日（木）に長野危険物・防火管理協会の危険物部会員事業所を対象に外部講師による実務研修会を実施し、危険物流出事故における初期対応の知識と技術を習得するとともに、危険物事故防止及び被害の拡大防止について啓発を行いました。

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	※令和８年度危険物施設事故発生事業所に対する緊急査察※ 趣旨 令和８年度中に移動タンク貯蔵所から発生した危険物施設事故を受け当該事業所が保有する諏訪広域管内９台の移動タンク貯蔵所に対し、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を推進し事故の風化を防止するために緊急査察を実施。 事故概要 移動タンク貯蔵所から公共機関敷地内に設置されている地下タンク貯蔵所への荷下ろし中に移動タンク貯蔵所の上部マンホールから重油が流出した事故。付近には河川も流れていたが幸いにも河川への流出には至らなかった。事故調査の結果、正しい荷卸し手順及び操作を省き、効率のみを重視したことによるヒューマンエラーと断定された。 しかし、調査を進めるとさまざまな違反が発覚したもの。 １． 常日頃から事故同様の荷下ろし手順で危険物を取扱っていたこと。 ２． 許可数量以上の油の積載を認めたこと。(過積載) ３． ノズル部分を固定して使えるよう無許可変更されていたこと。 以上のことから各署と連携し、緊急査察の実施に至ったもの。 査察期間 令和８年６月１日（月）から令和８年６月３０日（火） 可能な限り、「危険物安全週間」を活用し実施するものとした。 ※全職員への共有※ 諏訪広域消防では定期的に予防課内の出来事を「予防課ニュース」として全職員に周知し、予防業務に対する意識の高揚及び知識・技術の向上を図っている。この事案に対しても実施したもの。

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 危険物施設との合同消防訓練 実施事業所：(有)佐藤商店 湯田中給油所 <訓練内容> (1) 消火器取扱訓練（別添写真No.1） 消防職員により粉末消火器の仕様及び取扱い方法について説明を行い、訓練用水消火器を使用した実技訓練。  (2) 震災等対応訓練（別添写真No.2） 地震や停電時、給油所としてどのように活動していけば良いか、予防規程を基に確認。 

(3) 非常用発電機取り扱い訓練 (別添写真No. 3)

災害時等の停電に備え、非常用発電機の取扱い訓練を実施。有事の際に円滑に使用できるよう定期的な点検やメンテナンス方法の確認をおこなった。

本事業は、報道機関へプレリリースを行い、取材を受けて町民を始め危険物施設、多方面へ広報をおこなった。



2 危険物安全週間のぼり旗設置及び消防車両にマグネット貼付け

庁舎敷地内にのぼり旗を設置し、消防車両へマグネットを貼り付けて危険物週間の広報を図った。(別添写真No. 4 及び 5)



3 戸別受信機での流出防止広報

町消防課に戸別受信機での広報を依頼し、メールでの配信も行い、町民への広報及び危険物取り扱い方法の啓発をおこなった。

4 危険物保安ポスターの配布

給油取扱所へポスターを配布し住民の目に留まることで、危険物保安の注意喚起をおこなった。

5 「給油中の事故に注意」と題した記事を、地方紙（北信ローカル）に掲載しました。

記事では、セルフ式給油取扱所における給油中の火災・事故防止に向け、携行缶への給油時は地面に置いて接地することや静電気対策の重要性について、管内で発生した火災事故事例を交えながら注意喚起を行いました。

また、管内では給油中の火災事故が2年連続して発生しており、全国の発生状況と比較しても事故防止対策の一層の徹底が必要であることを伝えることができました。

給油中の事故に注意

7月13日「危険物安全週間」



石油類をはじめとする危険物に対し、事業所や市民生活での意識高揚と啓発を図る「危険物安全週間」が、あさって7日から13日まで全国で実施される。岳南広域消防本部では、近年、管内のガソリンスタンドで携行缶への給油中に火災が発生したこと、正しい取り扱いで事故なく安全に」と注意を呼びかけている。

岳南管内での給油中の火災事故は、一昨年に1件、昨年1件と続いた。件数で見るとわずかな印象だが、全国的な給油取扱所の火災事故の発生件数は最近5年間で30〜45件に推移しており、管内の事故事例が2年続いたことには注意が必要だ。

岳南広域消防本部では、「静電気は目に見えない脅威だが、正しい知識と行動で事故は確実に防げる」と強調し、自動車へのセルフ給油でも必ず静電気除去シートに触れるなど、「給油時は『触れる前に除電』が鉄則です」と安全対策を呼びかけている。

要は警鐘を鳴らす。この火災事例はいずれもセルフ給油所で、客の軽トラの荷台に置いたままのガソリン携行缶に従業員が注油し、ノズルを缶から引き抜こうとしたところ注油口付近から炎が上がり、軽トラの一部や積載物を焼くなどした。原因は、携行缶が荷台に置かれたままのためアースがとれず、ノズルを抜いた際、注油時に発生した静電気が放電し、携行缶から気化したガソリンに引火したもの。

セルフ給油所では、顧客が自ら容易にガソリンを注油する行為は認められておらず、従業員に依頼する際も、携行缶は荷台から降ろして地面に置き、接地（アース）させるなどの注意が必要だ。

※北信ローカルから記事掲載許可あり

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 実施期間 令和8年6月7日～6月13日 2 実施内容 (1) 横断幕の掲出 ・ 庁舎正面および来庁者の目に留まりやすい場所に、危険物安全週間を周知する横断幕を掲出した。 ・ 掲出期間中、多くの来庁者や通行者の視認が確認され、広報効果が得られた。 (2) SNSによる広報発信 ・ 公式SNS (Xを使用) にて、危険物安全週間の趣旨や注意喚起内容を掲載した。 ・ 投稿は、危険物の適正管理や事故防止に関するポイントの情報発信を行った。 ・ 投稿後、閲覧数や反応 (いいね、シェア等) が一定数確認され、情報拡散に寄与した。 3 成果および所感 ・ 横断幕とSNSの併用により、来庁者だけでなく地域住民やオンライン利用者にも広く周知することができた。

岐阜県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【立入検査実施状況】 ・ 一般取扱所 1 施設 ・ 屋外タンク貯蔵所 1 施設 ・ 地下タンク貯蔵所 1 1 施設 ・ 移動タンク貯蔵所 . . 1 0 7 施設 ・ 給油取扱所 3 施設 ・ 簡易タンク貯蔵所 2 施設 ・ ミニローリー 4 8 台 【広報啓発】 ・ 庁舎への懸垂幕設置、敷地内にのぼり旗の掲示 ・ 危険物安全週間実施ポスター・チラシの配布  

静岡県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 危険物施設を有する事業所に対する立入検査 (1) 日時 令和8年6月8日(月)～6月12日(金) (2) 施設及び件数 一般取扱所 1 施設 屋内貯蔵所 2 施設 屋外タンク貯蔵所 1 施設 移動タンク貯蔵所 6 施設 給油取扱所 2 施設 地下タンク貯蔵所 5 施設 合計 8 事業所 17 施設 2 危険物施設を有する事業所との連携消防訓練 (1) 日時 令和8年6月10日(水) (2) 場所 富士宮市外神東町122-1 株式会社ヤマザキクリーンサービス富士宮工場 (3) 内容 屋外タンク貯蔵所から出火したことを想定し、初期消火、通報、救護、事業所の消防用設備を使用した消火及び消防本部隊と連携した消防訓練を実施 3 広報、啓発活動 (1) 日時 令和8年6月8日(月) 15時30分から (2) 場所 富士宮市宮原387-1 岡重株式会社EneJet宮原給油所 (3) 内容 少年消防クラブ員(富丘児童クラブ)と協力し、給油客に対して広報啓発活動を実施。



1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 広報啓発 (1) 消防署等に危険物安全週間の懸垂幕、横断幕及びのぼり旗を掲揚するとともに、住民に対し街頭広報活動 (2) FMラジオ（エフエムみしま・かんなみ、FMいずのくに、エフエム伊東）に出演しての広報活動 (3) 危険物安全運動週間中の立入検査時に報道を入れ、新聞に掲載されることで、住民・危険物施設への広報啓発 2 立入検査 給油取扱所 15 施設 (1) 給油取扱所内の危険物取扱状況及び無許可変更の有無を確認 (2) 定期点検記録簿等の書類確認 (3) 危険物取扱者免状の携帯及び保安講習受講状況の確認 3 実施状況 (1) 広報啓発 ア 啓発市町の 7 市町消防署における懸垂幕等掲揚の状況  消防本部・沼津北消防署  沼津南消防署  清水町役場庁舎を借りて掲揚  田方北消防署



田方中消防署



田方南消防署



伊東消防署



東伊豆町消防署

イ FMラジオに消防本部予防課危険物係員がトーク番組に出演し広報活動を実施

各ラジオ局のご協力を得て生放送で放送され、また録音したものを危険物安全週間中に繰り返し放送を実施し住民リスナーに向け啓発活動を行った。



エフエム伊東 放送前



FMいずのくに 生放送



エフエムみしま・かなみ（ボイスQ） 生放送

(2) 立入検査による啓発活動

危険物安全運動週間に移動タンク貯蔵所及び給油取扱所の立入検査を実施。新聞社（沼津あさひ・伊豆日日新聞・伊豆新聞）に立入検査実施中の状況や、危険物安全週間についてのコメントを掲載したことで、住民及び危険物施設への啓発活動を行った。

(3) 立入検査

構成市町の給油取扱所、15施設に対し立入検査を実施

7施設は指摘事項が無く、8施設に下記指摘事項があり、立入検査結果通知書を交付した。

- ア 油庫内の整理及び清掃
- イ 掲示板の不備
- ウ 設置者の変更
- エ 事務所内南側の窓ガラス（防火設備）の破損
- オ 油庫の排出設備破損
- カ 定期点検未実施
- キ 無許可の屋根増築
- ク 漏れ点検未実施
- ケ 排水溝の不適（砂堆積）
- コ 危険物取扱者の免状（写真の更新）

愛知県

知多中部広域事務組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物施設保有事業所と消防署との合同訓練の実施 1 株式会社鶴弥本社工場 (1) 日時 令和8年5月15日(金) 10時10分から11時まで ※都合により危険物安全週間前に実施 (2) 訓練内容 LPGタンクからの出火を想定した訓練 2 東海カーボン株式会社知多工場 (1) 日時 令和8年6月8日(月) 9時30分から10時30分まで (2) 訓練内容 屋外タンク貯蔵所からの出火を想定した訓練 3 光陽ケミカル株式会社 (1) 日時 令和8年6月13日(土) 10時から午前11時まで (2) 訓練内容 タンクローリーの燃料タンクから軽油が漏洩し、処理作業中の引火を想定した訓練 4 愛知製鋼株式会社 東浦工場 (1) 日時 令和8年度6月16日(火) 13時30分から14時30分まで (2) 訓練内容 地震が発生し、屋内貯蔵所内からの出火を想定した訓練

1 株式会社鶴弥本社工場



従業員による放水



従業員による動力消防ポンプの操作



事業所指揮本部の設置



LPGタンクへの放水



LPGタンクへの放水



公設消防隊の放水



訓練後のホース延長訓練

2 東海カーボン株式会社知多工場



火災発生への報告



火災想定とされる屋外タンク



自衛消防隊及び公設消防隊による放水



自衛消防隊による放水



講評

3 光陽ケミカル株式会社



漏えいが想定されるタンクローリー



漏えいの処理及び消火器による初期消火



公設消防隊による指揮本部の開設



公設消防隊による放水

4 愛知製鋼株式会社 東浦工場



消火器による初期消火



負傷者搬送



負傷者搬送



公設消防隊による放水



講評



想定訓練後の水消火器取扱訓練

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	管内の5事業所に対して立入検査を実施し、危険物保安上の不備を指導するとともに、保安監督者へ向けた啓発チラシを配布した。  

危険物施設の 関係者さまへ



危険物施設の法令違反には、施設の許可取消し
や使用停止命令が適用されます！



尾三消防本部からの重要なお知らせ

うら面をCheck

知らぬ間に消防法令違反にならぬよう 必ず消防署に事前相談を!!

危険物は、貯蔵や取扱い方法を誤ると重大な事故に繋がるため消防関係法令により厳しく規制されています。一定量以上※の危険物を貯蔵・取扱う場合には、消防法に基づく許可や火災予防条例に基づく届出が必要であり、建物等の構造上の規制などを受ける可能性があります。

知らぬ間に法令違反にならぬよう、危険物の貯蔵や取扱いを検討する場合、建物等を改造や補修などする場合は、必ず消防署にご相談ください!!

危険物

基礎知識

※一定量以上とは

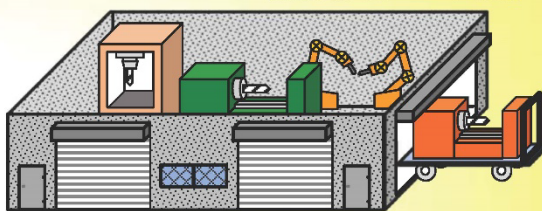
危険物の一例	「許可」を有する数量 (指定数量)	「届出」を有する数量 (指定数量の5分の1)
ガソリン、ベンゼンなど	200ℓ以上	40ℓ以上
メタノール、エタノールなど	400ℓ以上	80ℓ以上
灯油、軽油など	1,000ℓ以上	200ℓ以上
重油、クレオソート油など	2,000ℓ以上	400ℓ以上
機械油、切削油など	6,000ℓ以上	1,200ℓ以上

(注) 申請届出書類を提出の上、建物等の「位置・構造・設備」を消防法に適合させるため、工事等を要する場合があります。適合させずに危険物を貯蔵・取扱いした場合は、建物等の使用を制限される場合があります。

よくある

違反事例①

機械等の増減

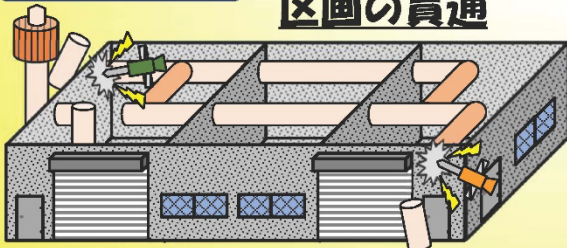


(注) 許可の必要な危険物施設において、機械等を増やしたり、減らす場合は、事前に申請届出が必要です。許可が不要な建物等でも機械油や切削油等が増え、許可の必要な危険物施設となることもあります。

よくある

違反事例②

区画の貫通

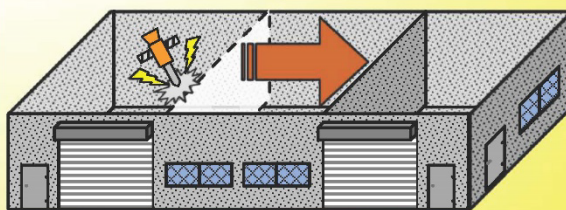


(注) 許可の必要な危険物施設において、壁などの区画を貫通させたり、床などをハツる場合は、事前に申請届出が必要です。許可が不要な建物等でも貫通部の施工方法に制約がある場合があります。

よくある

違反事例③

間仕切りの変更



(注) 許可の必要な危険物施設において、間仕切りを増設したり、撤去する場合は、事前に申請届出が必要です。許可が不要な建物等でも間仕切りの構造や材質に制約がある場合があります。

※この他にも危険物施設の破損や危険物の漏洩時に速やかな事故報告が必要など数多くのことが消防法で決められています。ご質問等は、下記相談窓口までお気軽にお問合せ下さい。

相談窓口

- ・豊明市 所在の施設 … 豊明 消防署予防課 (TEL:0562-92-0119 住所:豊明市沓掛町宿234番地)
- ・日進市 所在の施設 … 日進 消防署予防課 (TEL:0561-73-0119 住所:日進市本郷町宮下3番地)
- ・みよし市 所在の施設 … みよし 消防署予防課 (TEL:0561-36-0119 住所:みよし市福谷町才戸50番地)
- ・長久手市 所在の施設 … 長久手 消防署予防課 (TEL:0561-62-0119 住所:長久手市岩作長池51番地)
- ・東郷町 所在の施設 … 東郷 消防署予防課 (TEL:0561-39-0119 住所:東郷町大字春木字樹池16番地)

滋賀県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 危険物安全週間に集中的に立入検査を実施し、危険物施設に対して危険物保安に関して促した。また、危険物安全週間のリーフレットを作成し、危険物施設に配布した。 危険物安全週間が始まります！ ～2026年6月7日から6月13日まで～ 危険物は、事業所において幅広く利用されるとともに、私たちの生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。 このため、高島市消防本部では、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、危険物の取扱いに関する事業者の高齢化と管理の継承を課題として取り上げ、 危険物取扱者保安講習（法定講習）受講しましょう！！ ・ 危険物の取扱いに事している方は、3年に1回の受講義務があります。 ・ 講習の日程や会場、オンライン講習の案内は追加更新火災受援会連合会のHPでご確認ください。 一級仕立人 追加防火保安協会連合会 電話番号 077-521-3021 ＜施設にて危険物取扱いに事している方＞ 講習を受ける必要のある方は、講習の日程や会場、オンライン講習の案内は追加更新火災受援会連合会のHPでご確認ください。 ＜施設に3年以上事する方で過去2年以内に危険物の取扱いまたは講習を受けたことがある方＞ 危険物の取扱いまたは講習を受けた日以後3か月以内の講習を受ける必要があります。 ＜施設に3年以上事する方＞ 講習を受ける必要のある方は、講習の日程や会場、オンライン講習の案内は追加更新火災受援会連合会のHPでご確認ください。 ＜施設に3年以上事する方＞ 講習を受ける必要のある方は、講習の日程や会場、オンライン講習の案内は追加更新火災受援会連合会のHPでご確認ください。 危険物施設で危険物を取り扱う場合は、危険物取扱者が必要です！ 「危険物」をたくさん取り扱う危険物施設には、危険物の知識をもった危険物取扱者が必要不可欠です。 ※ 市では、危険物取扱者を確保または研修したときは、消防本部へ届出を要するようになっています。 今般自専庫・危険物安全週間推進協議会 お問い合わせは 高島市消防本部第150番地 高島市消防本部安全課第150番地 077-5403 まで 移動タンク貯蔵所から専用タンクへ搬出した際は、立会が必要です！ タンクローリーからガソリンスタンドの地下タンクにガソリンや軽油等を搬出する場合は、タンクローリー側に危険物取扱者がいる場合でも、ガソリンスタンド側の危険物取扱者の立会が必要です。 これは、真なる連携を試みてガソリンスタンドの地下タンクに注入したり、ガソリンや軽油等を運転中に地下タンクに注入しあふれさせたりする事故が発生しているためです。 このような事故が発生すると、消防機関、搬入者、ガソリンスタンドの所有者等への連絡などを迅速にしなければなりません。 このような事故を未然に防ぐため、また、事故が発生した場合迅速に対応するためにも、タンクローリー側とガソリンスタンド側の危険物取扱者、お互いに協力をしあうことが必要です。 主な事故対策 ・ セルフスタンドにおける給油時の静電対策シートへのタッチの徹底 ・ 給油ノズルを電線に差し込み、オートストップが作動したらそれ以上給油しない ・ 給油中のエンジン停止 ・ 給油取扱所内での喫煙、特に計量器周辺 顧客による事故も危険物事故です。 最近ではセルフスタンドが多くなっており、顧客が事故防止に努める意識が大切になってきます。顧客を含めて事故を防ぐという意識を従業員に持たせることは大切です。 「危険物」を安全に取扱い、危険物による事故をなくしましょう。 危険物安全週間が始まります！ ～2026年6月7日から6月13日まで～ 危険物は、事業所において幅広く利用されるとともに、私たちの生活に深く浸透し、その安全確保の重要性は益々増大しています。 このため、高島市消防本部では、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけ、危険物の保安に対する意識の高揚を図ります。 結め替える容器の確認！ 利用者が持つてきた容器が、消防法令に適合しているか確認してください。 適合しない容器に詰め替えた場合は、消防法令に抵触します。 セルフスタンドでは、利用者が自らガソリンを容器に入れることはできないため、利用者が自らガソリンを容器に入れることがないよう、十分配慮するようにしてください。 ガソリンの貯蔵に適合した容器の例 (金属製容器であることが必要) 基準適合表示の例 (消防法令に適合した容器に適合したものに適合) ガソリンの貯蔵に適合しない容器の例 (普通製容器は火災危険性が高い) 今般自専庫・危険物安全週間推進協議会 お問い合わせは 高島市消防本部第150番地 高島市消防本部安全課第150番地 077-5403 まで

湖南広域消防局

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	湖南広域消防局では、危険物安全週間中に管内にある給油取扱所全50施設の立入検査を行いました。立入検査を通じて、危険物の危険性や荷卸し時の留意点についてお伝えし、今後も継続して安全管理に努めていただくよう指導を行いました。 また、危険物施設を保有する事業所と合同訓練を実施し、火災が発生したことを想定した訓練を行い、消防・事業所双方の初動対応の重要性について再認識することができました。 他に広報啓発活動として、一般市民向けに「レジャー活動時における火災の注意点」および「ガソリンスタンドで給油する際の注意点」について SNSにて投稿を行うほか、地元ラジオ放送局（FMくさつ）に出演し、危険物安全週間の告知と身近な危険物の火災傾向を題材に放送を行いました。    

京都府

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1. 危険物施設の立入検査（給油取扱所 5 施設、地下タンク貯蔵所 2 施設） 2. 新聞、ホームページ、防災行政無線を使用した広報

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	令和8年度 危険物取扱従事者研修会を開催 令和8年7月9日 危険物施設保有事業所における危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を図るため、危険物取扱従事者研修会を、久御山町防火危険物安全協会と合同で開催しました。 久御山町消防本部予防課指導係員から講師を選定し、危険物規制に関する内容の解説や近年の危険物施設事故発生状況及び事故事例について説明していただきました。 27事業所37名の方に参加いただき、危険物施設の保安規制の重要性について理解を深める有意義な研修会となりました。  

相楽中部消防組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 危険物施設保有事業所の自衛消防隊との合同消防訓練の実施 危険物施設がある事業所と合同訓練を実施しました。 ・ 危険物施設への重点的な立入検査 危険物は事業所等において幅広く利用されていますので、事業所における自主保安体制の確立を呼びかけるため、重点的に立入検査を実施しました。 ・ 事業所へのポスター配布等の広報活動 危険物保安に対する意識の高揚及び啓発を推進するために、一般財団法人全国危険物安全協会からいただいたポスターを配布しました。 ・ 危険物保安功労者の表彰を行いました。

大阪府

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	Yahoo!くらしの「公共情報発信ツール」を活用し、堺市民に対して危険物安全週間に関する広報・啓発を実施した。 なお、本ツールは堺市民の登録者数が約26万2千人と多く、幅広い層へ効率的に情報発信できることから、危険物に関する広報・啓発を行う上で非常に有効な広報媒体であり、今年度から活用しているものである。 ■ 配信内容  6月第2週は危険物安全週間です！ 更新: 2026/5/27(水) 16:55 【令和8年度危険物安全週間推進標語】 『つかみ取れ！めざす無事故の頂（いただき）を』 毎年6月第2週を『危険物安全週間』とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。 堺市消防局においても、6月第2週を『重点推進安全週間』とし、危険物の普及啓発活動を行っています。 近年ではモバイルバッテリー等に使われるリチウムイオン電池が原因となる火災が増加していることから、取り扱いにご注意ください。 堺市消防局HPにスポーツクライミングの安楽宙斗さんがモデルとなっている危険物安全週間推進標語ポスターやリチウムイオン電池の啓発リーフレットを掲載しています。ご覧ください。↓↓↓ https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/bosai/shobo/shimin/kasaiyobo/yoboukeihatsu_kasai/31373920230515083309120.html

兵庫県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ <u>立入検査</u> ・ 講習会 ・ <u>広報啓発</u> ・ <u>その他</u>)
2 行事内容	1 当市独自の取り組みである危険物安全運動推進月間（6月）中に市内の危険物保有事業所に対して消防局長による特別検査や所轄消防署長による特別検査などを実施し、危険物施設の基準適合状況や維持管理状況、保安体制等の検査を実施しました。 (1) 実施日時 ア 消防局長特別検査 令和8年6月22日（月）14時00分から15時20分まで イ 消防署長特別検査（4署実施） 危険物安全運動推進月間（6月）中 (2) 実施施設数 ア 1事業所 8施設 イ 4事業所 25施設 

2 尼崎市消防局【公式】Instagramを活用した広報活動の実施

危険物安全週間に市内の事業所及び市民に対して、危険物の取り扱いや貯蔵（備蓄）に関する知識の習得や危険物事故を防止するための広報を行うとともに、当市独自の取り組みである「危険物安全運動推進月間」に関するお知らせを発信しました。

(1) 投稿日時

- ア 令和8年6月8日（月）
- イ 令和8年6月9日（火）
- ウ 令和8年6月10日（水）

(2) 投稿内容

- ア 6月危険物安全運動推進月間に伴う消防局の取組紹介
- イ 危険物を保有する事業所への安全運動推進及び災害防止について
- ウ 危険物安全週間における災害への備え

(3) 再生回数

累計2万再生超え（現在も公開中）



3 危険物取扱者等実務研修会の開催

講演を通して、危険物取扱者等の法令遵守意識の高揚を図るとともに、危険物施設を保有する事業所における自主保安体制を強化し、危険物災害を未然に防止することを目的として開催しました。

(1) 実施日時

令和8年5月26日（火）14時30分から17時00分まで

(2) 実施場所

尼崎市防災センター 3階多目的ホール

(3) 講演

ア 講師

一般社団法人 京葉人材育成会 名誉会長 中村 昌允 氏

イ 演題

「危険物施設の最近の事故事例とその安全対策」

(4) 参加事業所及び人数

50事業所 63名

(5) その他

参加者からは「色々な事故事例などの解説もあり事故防止にどのように取り組んでいくかなど再認識ができ、とても良い研修会であった」「大きな事故も、原因をたどれば事前に防げる基本的な要因だと改めて認識する講義だった」などのお声をいただき、市内の危険物施設の安全に対する意識の高揚を図ることができました。



三田市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	令和8年6月8日（月）タマポリ株式会社 三田工場（兵庫県三田市テクノパーク14番8）において、同施設の自衛消防隊および、近隣消防である神戸市消防局と合同で広報訓練を実施した。  また、危険物施設への立入検査を屋内貯蔵所1、屋内タンク貯蔵所1、屋内タンク貯蔵所5、一般取扱所2、給油取扱所3の計12施設に対して行った。

1 行事項目	該当する項目 （ 訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他 ）
2 行事内容	町広報誌へ下記内容を掲載 危険物安全週間 6月7日（日）から13日（土）までの間、「つかみ取れ！めざす無事故の頂を」をスローガンに危険物安全週間を実施します。 危険物とは 消防法で定められた物質で、一般的に次のような危険性をもった物品をいいます。 ○ 火災発生の危険性が高い ○ 火災拡大の危険性が高い ○ 消火の困難性が高い 私たちの身近なものでは、ガソリン、灯油、油性塗料などがあります。 家庭内で危険物事故を防ぐには ○ 子供が触れないように管理する。 ○ 高温になる場所に保管しない。 ○ 危険物の収納容器のふたは確実に閉める。 ○ 屋内で危険物を取扱うときは、定期的に換気する。 ○ 火気の周囲で危険物の取扱いをしない。 危険物を貯蔵・取扱う事業所の皆様へ ○ 危険物事故の多くは管理不十分が原因です。危険物施設の定期点検に加え、日常点検を確実に実施してください。 ○ ヒューマンエラーによる事故を防ぐため、危険要因を再確認し、従業員の保安教育を実施してください。

奈良県

奈良広域消防組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	三和運輸株式会社 自家用給油取扱所における合同消防訓練 令和8年6月9日(火) 午前10時～11時 奈良県橿原市忌部町104番地の1 三和運輸株式会社 自家用給油取扱所 実施目的 この訓練は、危険物安全週間に伴い、常備消防隊と連携した消防活動訓練を通じて、危険物施設職員の火災予防啓発と保安に対する意識の高揚を図ることを目的とする。 訓練内容 三和運輸株式会社自家用給油取扱所にて、三和運輸株式会社の所有車両に給油中、操作を誤り出火したもの。また、車両下部にも漏洩燃料があり、南側へ流出し延焼拡大危険があるとのこと。 車両の運転手及び敷地内にいる従業員が、119番通報及び初期消火を実施するも消火できず、橿原指揮隊、化学隊、ポンプ隊、救急隊が出動し、危険物火災及び負傷者の救護にあたる訓練を実施する。 参加団体 三和運輸株式会社 橿原消防署



和歌山県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	ボイラー室において燃料配管の腐食により燃料が漏えいし、電気設備の火花により着火、火災が発生したとの想定で、従業員は迅速な通報、避難及び移動式泡消火設備を使用した初期消火を行った後、消防隊の誘導及び情報提供を行った。 消防隊は、従業員との情報共有及び安全管理、個人装備の徹底、泡消火薬剤による迅速な放水体系をとった後、後着隊による中継送水を実施するとともに、各隊の密な情報共有を行った。



避難訓練



初期消火訓練



移動式泡消火設備説明



合同訓練①



合同訓練②

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	① 立入検査の実施 ・実施事業所数 14施設 ・実施施設数 26施設 ・内容 位置、構造、設備及び貯蔵・取扱いの基準に違反がないか、また保安講習の受講の有無について検査を実施、違反施設に対しては早急に是正するよう指導した。 ② 広報啓発 ・庁舎内に懸垂幕を掲出し、啓発活動を実施 ・新宮市ホームページへの掲載

島根県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	事業所の安全意識の向上及び消防の現場活動の技術向上を図ることを目的として、交通事故による移動タンク貯蔵所（タンクローリー）の火災想定訓練を実施しました。 実施日時 令和8年6月8日（月） 10時00分～11時00分 実施場所 松江市南消防署敷地内 参加者 事業所（山陰興業） 指揮隊1隊、警防隊2隊、救助隊1隊、救急隊1隊 訓練想定 1名乗車のタンクローリーが走行中に単独交通事故が発生。 運転手は脱出後、車両下部から発生している炎を発見し、 初期消火を試みるも消火不能。タンクから廃油の漏洩あり。 

浜田市消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 屋内貯蔵所1件の立入検査を実施した。 ・ 管内危険物施設へ危険物安全週間ポスター及び危険物取扱いに関するリーフレットを配布した。 ・ 消防本部、各消防署及び出張所にのぼり旗を掲示した。

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【立入検査】 立入検査実施数：6施設 立入検査時に、近年の危険物施設における火災・漏洩事故について注意喚起を実施し、ヒューマンエラー対策、日常及び定期点検の重要性を説示。 【広報啓発】 危険物安全週間啓発用のぼり旗を、賛同いただける事業所へ貸し出し期間中に設置。

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)																										
2 行事内容	1 江津邑智消防組合川本消防署の管轄内である島根県県央県土整備事務所に依頼し、電光掲示板による広報を実施した。 (1) 期間：令和8年6月8日～6月13日 (2) 場所：島根県邑智郡川本町大字因原地内（国道261号上） (3) 電光掲示板及び表示パターンは下記のとおり  パターン A <table><tr><td>危</td><td>険</td><td>物</td><td>安</td><td>全</td><td>週</td><td>間</td></tr><tr><td>6</td><td>月</td><td>7</td><td>日</td><td>～</td><td>6</td><td>月</td><td>1</td><td>3</td><td>日</td></tr></table> パターン B <table><tr><td>危</td><td>険</td><td>物</td><td>取</td><td>扱</td><td>い</td><td>注</td><td>意</td><td>！</td></tr></table>	危	険	物	安	全	週	間	6	月	7	日	～	6	月	1	3	日	危	険	物	取	扱	い	注	意	！
危	険	物	安	全	週	間																					
6	月	7	日	～	6	月	1	3	日																		
危	険	物	取	扱	い	注	意	！																			

隠岐広域連合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 危険物施設立入検査（少量危険物施設除く） 立入検査総数 27施設 (内訳) 給油取扱所 8施設 船舶給油取扱所 6施設 屋外貯蔵所 1施設 屋内貯蔵所 2施設 屋外タンク貯蔵所 9施設 移送取扱所 1施設 2 消火訓練 実施事業所数 14事業所 訓練参加人数 27名 訓練内容 訓練用消火器を使用した消火訓練 3 ポスター配布するとともに、消防本部ホームページに危険物安全週間を広報し、主な危険物の危険性を掲載し注意喚起した。

広島県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物施設を有する事業所との合同消防訓練 1 日時 令和8年6月9日(火) 10時30分～11時30分 2 場所 広島県呉市安浦町三津口4丁目2-12 安浦アセチレン株式会社 広島工場 3 内容 アセトンを取扱う危険物一般取扱所から出火したことを想定し、初期消火、通報及び避難の訓練を行った。 また、初期消火失敗後、併設の高圧ガス施設に設置されている散水設備を使用し、消防隊と連携した消火訓練を行った。    

山口県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 立入検査 ・ 管内の営業用給油取扱所立入検査を実施 2 広報啓発 (1) 危険物安全週間実施に伴う通知及びポスターを管内の危険物事業所へ配布し、ポスターの掲示を依頼 (2) 危険物安全週間の横断幕を消防本部敷地入口に掲示  (3) 危険物安全週間のぼり旗を消防署所及び管内主要道路沿いに掲示  (4) 市有線テレビによる「危険物安全週間について」の文字放送 (5) 市内の戸別受信機に「危険物安全週間について」の音声放送

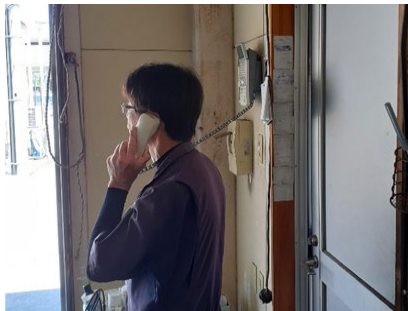
1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 【危険物保安担当者講習会の開催】 宇部・山陽小野田消防局では、令和8年6月11日（木）危険物施設所有事業所の保安担当者を対象とした講習会を実施し、27事業所から38名の参加がありました。 この講習会は、①石油コンビナート事故発生状況と事故防止対策について（講師；山口県消防保安課）、②事業所の取組事例について（講師；管内の2事業所）、③事故防止対策と通報要領等について（講師；予防課危険物係）の3部構成で実施しました。各講習内容に、参加事業所の再周知のための材料が多くあり、改めて保安体制の見直しをする良い機会になりました。  2 【のぼり旗による広報啓発の実施】 令和8年度危険物安全週間の実施に伴い、「のぼり旗」を各消防署庁舎前に設置し、広報啓発を実施しました。 

愛媛県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【名称】 松山地区石油コンビナート事業所保安担当者研修会 【目的】 松山地区石油コンビナート等特定防災区域の全特定事業所の保安担当者を集め、石油コンビナート等災害防止法、消防法及び高圧ガス保安法等に関する通知等を周知する。 また、事故事例などを議題検討することで危険物等に係る重大事故を未然に防止するための防災意識を高揚させ、各事業所の保安体制の強化を図ることを目的とする。 【日時・場所】 令和8年6月5日（金）10時00分から11時30分まで 松山市保健所・消防合同庁舎 5階 会議室 【内容】 ・ 特定事業所での安全対策事例発表 ・ 事故防止対策の推進（消防局） ・ 議題検討 ・ 消防局からの周知事項（通報要領・初期対応・通知事項周知） ・ 意見交換 【結果】 松山の特定事業所に勤める保安担当者が一堂に会し、各事業所で生まれた疑義への意見交換、事故事例や防災対策等を互いに発信し、意見交換したものの。 特定事業所で実際に保安業務に従事している担当者同士で意見を交わすことにより、現場に直結した課題点や事故防止のため注意喚起しているポイント等が聞け、また、各事業所が保有する防災に関する知識・経験を共有することができた。 当局からも、規制という立場だけでなく発災時の初期対応及び通報要領を講話することで、各事業所の保安体制の強化及び当局と連携の向上を図ることができた。



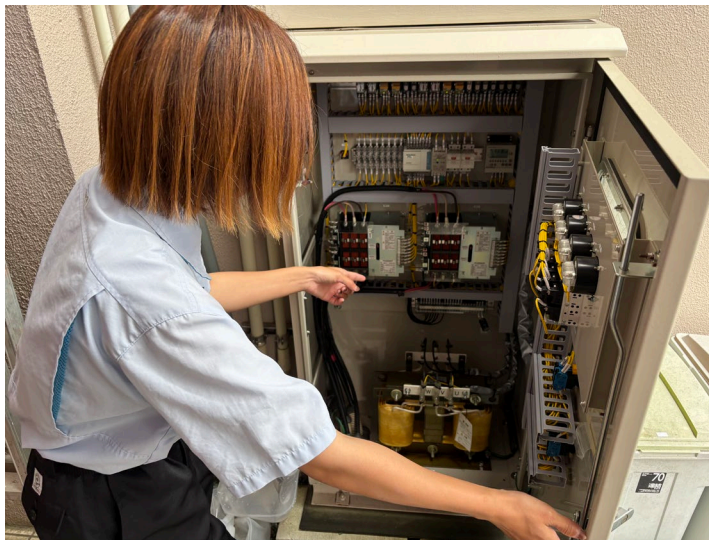
伊予消防等事務組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 給油取扱所での初期消火及び119番通報訓練 管内の給油取扱所において、訓練用水消火器を使用した初期消火及び119番通報訓練を実施しました。(訓練実施が困難な給油取扱所に対しては、消火器の取扱い方法及び119番通報要領に関する啓発チラシを配布。)   2 リチウムイオン電池火災の啓発活動 管内の道の駅において、リチウムイオン電池火災のチラシを配布し、リチウムイオン電池使用製品の取扱い及び廃棄時の注意点等を説明しました。  3 危険物施設に対する立入検査 管内の大規模危険物事業所において、消防本部及び管轄消防署の合同立入検査を5日間にわたり実施しました。 ・ 危険物施設 93施設 ・ 少量危険物貯蔵取扱所 30施設 等

高知県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	製造所等の危険物施設を有する事業所に対する立入検査の実施について 実施事業所者数 20 事業所 実施施設数 20 施設

1 行事項目	該当する項目 （ 訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他 ）
2 行事内容	高知県は台風と大雨が多い地域であり、毎年台風シーズン中は警戒を強めています。そのため、危険物安全週間に給油取扱所を訪問し「危険物施設の台風等への備え」として風水害対策上のポイントやチェックリストを配布し、浸水した場合の油の流出や火災が発生する危険性を説明し啓発活動を実施しました。また、従業員と一緒に施設のチェックポイントの確認も行い、台風や大雨の時に対応できるよう確認しました。 ○危険物安全週間のポスター掲示。  ○従業者等の避難安全を確保するため、施設を停止する場合の各ブレーカー（分電盤）をチェック。 



○停電時に備え自家発電機の始動運転及び燃料・バッテリーのチェック。
(浸水時を考慮し2階部分へ設置。)



福岡県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	1 安全週間ポスターの掲示 2 福岡市消防局ホームページを活用した保安啓発活動 3 安全週間マグネットシートの車両掲示 4 セルフスタンドへの立ち入り検査を集中的に実施 5 特別防災区域の事業所への文書及び安全週間ポスター配布

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・管内の公共施設、コンビニ、スーパー及び給油取扱所（計 3 6 か所）に危険物安全週間推進ポスターを配布 ・市公式 S N S 等（LINE、X等）での広報

1 行事項目	該当する項目。 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	敷地内に複数の危険物施設を有する事業所（位登産業株式会社）と合同で、危険物施設火災防ぎょ訓練を実施しました。 訓練想定は以下の通りです。 ・生石灰を焼成する地上30mのメルツ炉（一般取扱所）にて、重油配管から重油が漏洩。 ・作業員の衣服に帯電していた静電気が重油に引火。 ・作業員によって初期消火成功したが、炉が異常燃焼を起こし、高所からの冷却が必要。 ・作業員は初期消火後に転倒し、腰部を強打して地上20m地点で動けなくなった。 ・メルツ炉異常燃焼時の火の粉が飛び火し、周囲の屋外タンク貯蔵所に延焼。 消防本部としては、危険物火災における情報収集、危険箇所からの要救助者救出、泡消火等の手順を検証することができました。 また、事業所、消防双方で、危険物施設での火災発生時の対応について確認することができました。



メルツ炉・高所からの冷却



屋外タンク・泡消火



高所からの救出



訓練後・集合

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	(危険物施設事業所との合同消防演習) 実施日 ・ 令和 8 年 6 月 1 2 日 (金) 実施事業所 ・ ロジスティード九州株式会社 施設区分 ・ 屋内貯蔵所 参加人数 ・ 2 5 名程度 内容 ・ ロジスティード九州株式会敷地内の屋内貯蔵所から出火し火災が発生した想定。発災時の通報、初期消火、従業員及び消防隊の誘導を従業員が行い、消防隊到着後消火活動を実施。



従業員による初期消火状況



従業員による負傷者の搬送状況



耐熱服を着用した消防隊員による消火活動状況



消防隊による検索活動状況



消防隊による梯子車からの消火活動状況



消防演習終了後の講評

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ <u>講習会</u> ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	当消防本部では、令和8年6月10日（金）危険物安全週間事業の一環として管内の給油取扱所及び地下タンクを有する事業所を対象に、危険物従事者研修会を開催しました。 この研修会は、危険物施設における事故防止、安全管理対策の普及啓発を図ることを目的として毎年開催されているものです。 今回は、危険物安全管理の先進的なシステム開発を行う専門メーカーの担当者を講師としてお招きしました。講義では、近年多発している地下タンク周辺のトラブルを未然に防ぐための「最新の漏えい検知技術」や、長寿命化を可能にする「特殊コーティング（ライニング）の劣化診断技術」について、スライドや実物サンプルを用いた専門的な立場からの解説をいただきました。さらに、デジタル変革（DX）の取り組みとして、「IoTやクラウドを活用した24時間遠隔監視システムの運用事例」が紹介され、ヒューマンエラーの削減と早期異常発見に向けた具体的な手法について、受講者との活発な質疑応答を交えながら深く掘り下げました。 受講した多くの危険物取扱者にとって、最先端の保安技術と管理体制を学ぶ極めて有意義かつ実効性の高い研修会となりました。



遠賀郡消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	- 危険物事故の予防啓発 危険物施設を設置している事業所に対して、危険物安全週間推進ポスターを配布し、予防啓発を実施しました。 - 危険物施設がある事業所との合同訓練 遠賀郡及び隣接する中間市の事業所で構成された遠賀・中間地区防災協会（当消防本部及び中間市消防本部の外郭団体）の主催で「危険物安全週間に伴う合同訓練」を、中間市の事業所及び中間市消防本部との合同訓練を実施しました。 昨年度は遠賀郡内の事業所及び遠賀郡消防本部で合同訓練を実施しました。

佐賀県

鳥栖・三養基地区消防事務組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物施設での講話（1事業所実施） （講話内容） ・ 消防法の目的と構成（なぜ危険物にはルールがあるのか） ・ 危険物規制（法令） ・ アルコール等の有機溶剤の危険性 ・ 事故事例の紹介

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【立入検査】 ・ 危険物施設に対する立入検査の実施。 【講習会・訓練】 ・ 危険物施設を有する事業所に対し、危険物施設の安全管理に関する講話、消火器取扱い訓練及び応急手当講習会を実施。(写真①、②、③、④) 【広報啓発】 ・ 庁舎への広報用懸垂幕の設置。(写真⑤、⑥) ・ 危険物施設への危険物安全週間広報用ポスターの配布。 【その他】 ・ 優良危険物関係事業所表彰



熊本県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	【立入検査】 危険物安全週間を前に危険物施設（給油取扱所）の立入検査を実施し、危険物施設における事故防止及び自主保安体制の確立について周知を行った。（5月26日～6月5日までの間に管内給油取扱所26施設立入検査実施） 【広報啓発】 危険物安全週間中の車両のマグネット貼付、のぼり旗の設置を実施。 【講習会】 6月12日、上球磨地区危険物安全協会が開催する「危険物講習会」において、リチウムイオン電池の火災件数が全国的に急増していることから、全国危険物安全協会のリーフレットを基にリチウムイオン電池の概要、年別火災発生件数、処分方法、消火方法等を講習し、今後発生しやすい高温環境下での火災について注意を促した。

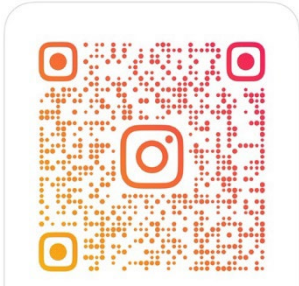
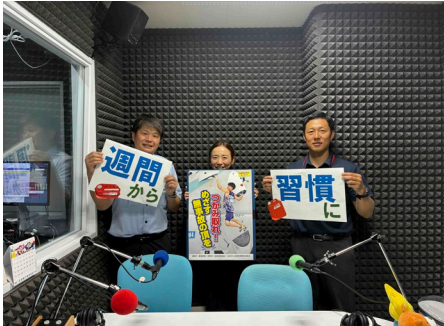
大分県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物施設 16 施設に立入検査を実施  ショッピングモールのデジタルサイネージを使用した広報啓発   車両に危険物安全週間マグネットを使用し広報啓発  

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物法令講習会 開催日 令和8年6月12日(水) 参加人員 19名 講習内容 ① 危険物に係る事故の発生状況 ② 危険物取扱者、保安講習、危険物保安監督者、予防規程、定期点検 ③ 執務資料 (災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続について) ④ 映像学習 (ヒューマンエラーで起こりうる危険と対策) 

鹿児島県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	危険物安全週間中に年間査察計画（第 1 種）において立入検査準備。 危険物安全週間中危険物施設立入検査～ 5 件 6 月中危険物施設立入検査～11件

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	■危険物取扱等に関する注意喚起及び危険物安全週間の周知 地区の危険安全協会の協力を得て、地域コミュニティFM（FMさつまませんだい）で、危険物安全週間の広報及び危険物の貯蔵や取扱いやに対する注意喚起をラジオコマーシャルで放送しました。 放送内容は、「薩摩川内市危険物安全協会からのお知らせです。『つかみ取れ めざす無事故の頂を』を推進標語に 6月7日から6月13日までは危険物安全週間です。皆様も ガソリンや灯油などの 危険物の貯蔵取扱い 運搬には 十分注意してください。薩摩川内市危険物安全協会からのお知らせでした。」と、危険物安全週間の期間前から、期間中にかけて、30秒のコマーシャルを計31回行いました。 また、同じFMさつまませんだいでスタジオ出演し、モバイルバッテリーや携帯用扇風機など、身近にある危険物の正しい取扱い方法と保管方法を周知して、危険物安全週間の「週間」を機に、危険物の安全な貯蔵と取扱いを「習慣」とするように放送しました。その内容を、当局のホームページ、Instagram、Facebookでも広報しています。 ホームページ Instagram Facebook  

熊毛地区消防組合消防本部

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 各事業所の危険物施設（屋外タンク・一般取扱所）の立入検査を実施 ※屋外タンク貯蔵所 5 件 一般取扱所 2 件 ・ 各事業所へのポスター交付 ・ 安全週間の期間、消防署周辺に危険物安全広報啓発に係るのぼり設置

沖縄県

1 行事項目	該当する項目 (訓練 ・ 立入検査 ・ 講習会 ・ 広報啓発 ・ その他)
2 行事内容	・ 6 月 8 日 (月) 給油取扱所へ立入検査を実施 ・ 6 月 9 日 (火) 地下タンク貯蔵所へ立入検査を実施 (2 件) ・ 6 月 10 日 (水) 一般取扱所・屋内貯蔵所・地下タンク貯蔵所へ立入検査を実施 ・ 6 月 11 日 (木) 久米島製糖株式会社で火災防ぎょ訓練を実施 ・ 6 月 12 日 (金) 屋内タンク貯蔵所へ立入検査を実施

